

【まちづくり基本条例に基づく令和4年度以降の取り組み】

関係条項	No.	今後の取り組みの考え方 (R4.1月公表)	令和4年度の取り組み		令和5年度の取り組み	主管課
			具体的内容(実績)	課題・改善内容	具体的内容(予定)	
○総則、権利及び責務 ・第1条 -目的 ・第2条 -定義 ・第3条 -条例の位置づけ ・第4条 -市民の権利責務 ・第5条 -市長の責務 ・第6条 -市職員の責務	1	○基本条例の理念の浸透を図るため、引き続き、本条例における「市民」の定義に、通勤・通学者や市内で活動を行っている団体等を含めている意義など、多様な主体の参画によるまちづくりの重要性や、基本条例に基づく取り組み状況などについて、ホームページを活用した周知	・基本条例に基づく取り組み状況などについて、ホームページを活用した周知を実施した。 ・初級(2年次)職員研修において、まちづくり基本条例の理解促進を図った。 ・高校生向け出前講座を通して、まちづくり基本条例の理念や総合計画の必要性について周知した。	・更なる基本条例の理念の浸透を図るためには、より多くの市民に周知する手法の検討を進める必要がある。	・引き続き、ホームページを使用した周知を行う。また、より分かりやすい周知内容の検討に取り組む。 ・初級(2年次)職員研修において、まちづくり基本条例の理解促進を図る。	企画課
	2	○帯広市人材育成基本方針に基づき、職員が自ら成長する姿勢を持ち続けられるよう、様々な施策の実施を通じた人材育成を進めます。	・職員が自ら成長する姿勢を持ち続けられるよう、自己啓発の支援(eラーニング)を含めた研修機会の提供のほか、人材そだち評価と能力・適性を踏まえた人事配置など、様々な手法を通じて人材の育成を進めた。	・研修機会の充実、人事評価が処遇に反映される仕組みの拡充、資格取得に係る負担の軽減など、職員の成長意欲を高める取り組みが必要である。	・引き続き、自己啓発の支援を含めた研修機会を提供するほか、人材そだち評価結果の処遇反映の範囲拡大に向けた検討、資格取得助成制度の実施、能力・適性を踏まえた人事配置など、様々な手法を通じて人材の育成を進めていく。	人事課
○参加機会の充実 ・第7条 -参加機会の充実	3	○「市民意見聴取推進の基本的事項」に基づき、市職員の市民意見を聴く取り組みへの理解を促すほか、庁内で取り組み状況を共有しながら、意見を聴く機会の充実を図ります。	・市の基本的な施策に関する計画等について、意見聴取の実施状況の確認を行ったほか、庁内で取り組み状況を共有し、意見を聴く機会の必要性を周知した。 ・例年8月に実施している附属機関の実態調査を実施し、指針に基づいて附属機関の運営が行われているか、現状把握に努めた。 ・令和4年4月より委員の公募要件を18歳以上とした改正指針の周知を行い、女性や青年層への委員登用を呼びかけた。	・現状ではなし。 ・審議会における委員の選出について、女性割合は34.2%、青年層の割合は28.8%となっている(令和4年8月1日現在)。女性や若年者のまちづくりへの参加促進に向けて指針の周知など継続的に取り組んでいく必要がある。	・市の基本的な施策に関する計画等について、意見聴取の手法の検討のほか、意見聴取後に振り返りを行い、より効果的な意見聴取を進める。 ・附属機関等に関して、委員選出の参考となるよう、各附属機関の委員名簿を庁内で共有するほか、さらなる女性や青年層の委員の登用を呼びかける。	企画課 総務課
	4	○広報紙やホームページ、SNSなど様々な媒体を活用し、多くの市民が幅広くまちづくりへ参加できるよう、効果的な周知に取り組めます。	※No.7,9で整理	※No.7,9で整理	※No.7,9で整理	広報広聴課
○協働の推進、コミュニティ活動 ・第8条 -協働の推進 ・第9条 -コミュニティ活動	5	○市民主体によるまちづくり推進の取り組みを支援する制度や、市民活動団体の様々な取り組みの効果的な周知などを通し、多くの市民のコミュニティ活動への参加につなげます。	・SNSの活用など、市民提案型協働のまちづくり支援事業の周知、プレゼン、報告会を実施したほか、新たな区分での事業を開始した(スタートアップ部門、ステップアップ部門)。 ・広報おびひろに市民提案型協働まちづくり支援事業に係る一般記事を掲載した(R4.8月号)。 ・市ホームページを活用し、協働事例や市民活動団体情報を集約的に発信した。	・市民活動団体に対する情報の効果的な発信と、市民協働の取り組みの輪を広げていくため、市民活動団体どうしや市の関係課との更なるつながりが必要である。 ・若い世代の参加の促進についても働きかけが必要である。	・広報おびひろや市ホームページ・SNS等、各種媒体を活用し、市民提案型協働のまちづくり支援事業をはじめとする市民活動団体の支援に向けた各種事業のほか、市民協働の事例、市民活動団体の取り組みなどの周知を図る。 ・事業実施団体を通じ、若い世代へのアプローチを図る。	市民活動課
	6	○地域コミュニティの活性化に向け、町内会の負担軽減に向けた検討や町内会の役割・重要性の啓発に取り組めます。	・町内会加入チラシを活用し、各町内会と協力しながら、転入者や町内会未加入者への周知啓発を実施した。 ・町内会長を対象とした「ICTの活用の可能性」について研修会を実施した。 ・広報おびひろに町内会活動にかかる一般記事を掲載した(R5.4月号)。	・社会環境の変化などに伴い、地域への関心や価値観が変容してきており、町内会活動や地域コミュニティの重要性を啓発していくことが必要。 ・加入者の減少や高齢化に伴い、町内会の解散相談や解散事例が増えている。	・市作成のチラシの配布等を通し、町内会の役割や重要性の啓発に取り組む。 ・先進自治体の調査など町内会の取組事例の収集を行いながら、市からの依頼業務や町内会活性化マニュアルの見直しなど今後の町内会のあり方検討を進める。	
○パブリックコメント制度 ・第10条 -パブリックコメント制度	7	○パブリックコメント制度や実施案件について、広報紙やホームページ、SNSなど様々な媒体を活用するほか、広聴機会などを通じた効果的な周知に努めます。	・運用手順書を庁内で共有し、広報紙やホームページ、SNSのほか、広聴機会などを通して、案件の性質に応じた効果的な周知に努めた。 ・ホームページのトップページに入口を設けるほか、パブリックコメントの概要版(PDF)から直接意見を提出するページにリンクさせるなど、幅広い意見を提出しやすい工夫に努めた。	・市民に身近で関心の高い案件に対しては多くの意見が寄せられるものの、関心が薄い項目や内容が難しい案件については、意見提出数が少ない傾向にある。	・広報紙やホームページに結果報告を掲載するほか、引き続き、広報紙やSNSを活用し、市民が関心を持つような周知方法に努める。	広報広聴課

【まちづくり基本条例に基づく令和4年度以降の取り組み】

関係条項	No.	今後の取り組みの考え方 (R4.1月公表)	令和4年度の取り組み		令和5年度の取り組み	主管課
			具体的内容(実績)	課題・改善内容	具体的内容(予定)	
○住民投票 ・第11条 -住民投票	8	○引き続き、住民投票制度に関する他自治体や国の動向などについて情報収集を行います。	・引き続き、住民投票制度に関する他自治体や国の動向などについて情報収集を行った。	・現状ではなし。	・引き続き、住民投票制度に関する他自治体や国の動向などについて情報収集を行います。	企画課
○情報共有 ・第12条 -情報提供 ・第13条 -情報公開 ・第14条 -説明責任	9	○ホームページ、SNSなどそれぞれの媒体の長所を生かした情報発信に努めます。	・ホームページやSNS、記者会見などにおいて、動画を用いるなど関心を高める分かりやすい情報発信に努めた。 ・市ホームページの操作方法やウェブアクセシビリティに関わる研修を実施し、職員が分かりやすい情報発信について学ぶ機会を提供するほか、担当課のページ改善の支援やサブサイトの制作を進めた。	・ホームページのリニューアルにより、デザインやアクセシビリティが向上したことから、質の維持が課題。 ・リニューアルで導入したチャットボットシステムはシナリオ型のため、回答不要情報を随時更新するなど継続した対応の必要がある。 ・LINEの配信については、新型コロナウイルス感染症の流行や毎日の感染者数の公表を中心に行ったことにより、特にイベント情報など、セグメント配信を活用する機会が少ない状況が続いた。	・今年度においても、市ホームページの操作方法やウェブアクセシビリティに関わる研修を実施し、職員が分かりやすい情報発信について学ぶ機会を提供することで、質の維持を図っていく。 ・チャットボットシステムは、回答不要情報を随時更新し、適切な回答を増やすことに努めていく。 ・新型コロナウイルス感染症の取扱いが変更となる5/8以降のLINEの運用については、各課の配信も含めて、整理・検討を行っていく。	広報広聴課
	10	○市民生活やまちづくりに関して、わかりやすい情報発信につなげるため、市ホームページの操作方法やウェブアクセシビリティに関わる研修等の実施により、市職員の知識習得や能力向上に努めます。	・市公式LINEアカウントにおいて、緊急・警戒情報のほか、セグメント配信や動画の配信に取り組んだ。			
○行政運営、条例の見直し等 ・第15条 -総合計画 ・第16条 -財政運営 ・第17条 -行政評価 ・第18条 -組織機構 ・第19条 -行政手続 ・第20条 -個人情報保護 ・第21条 -出資団体等 ・第22条 -危機管理 ・第23条 -国等との関係 ・第24条 -条例の見直し	11	○第七期帯広市総合計画の効果的・効率的な推進を図るため、各施策等の進捗状況などについて、毎年度評価を行い、評価結果を予算編成につなげるとともに、ホームページ等で公表します。	・各施策の目指す姿の実現に向け、PDCAサイクルのもと、「施策」及び「事務事業」の評価検証を行い、ホームページへの公表や市施設に配置し市民周知を図ったほか、次年度の予算編成における指標として活用を図っている。	・第七期帯広市総合計画のより効果的・効率的な推進のために、各施策や事務事業の評価検証方法について情報収集に努める必要がある。	・引き続き、各施策の目指す姿の実現に向け、PDCAサイクルのもと、「施策」及び「事務事業」の評価検証を行い、ホームページへの公表や市施設に配置し市民周知を図る。	企画課
	12	○多様化する行政ニーズに的確に対応するため、市職員の知識や能力の向上・発揮に努めるとともに、国等の動向も注視しながらICTの活用や業務の標準化・省力化、民間活力の活用などを通し、効果的、効率的な行政運営につなげます。	・職員の知識や能力の向上・発揮のため、職場外研修や職場研修、自主研修など職員研修を実施した。 ・業務の標準化・省力化に向け、RPAの導入や活用範囲を拡大した。 ・民間活力の活用に向け、保育所民間移管に向けた準備や指定管理者制度の導入拡大、公用バスの廃止を行った。	・研修メニューや受講方法、開催時間など、職員が受講しやすくなるための工夫が必要である。 ・RPA活用業務数と削減した業務時間数は前年度から大きく増加し、業務の標準化や省力化が進んでいることから、今後も業務の見直しを行い、RPAの活用範囲の拡大を図っていく必要がある。 ・効果的、効率的な行政運営を図るためには、既存の業務について不断の見直しを行い、民間活力の活用を積極的に検討していく必要がある。	・引き続き、職場外研修や職場研修、自主研修などの職員研修を実施するほか、アンケート等を活用し受講しやすい環境づくりを行う。 ・さらなる業務の標準化・省力化の実現に向け、RPAの活用範囲を拡大する。 ・公立保育所の民間移管やプラスチック製容器包装収集業務の民間委託に向けた準備を行うほか、引き続き既存業務の見直しを行い、指定管理者制度の導入など民間活力の活用について検討していく。	人事課
	13	○防災訓練や防災出前講座による幅広い世代への防災・減災の普及啓発等を図るほか、関係機関等と連携し、自主防災組織の育成などに取り組みます。	・地域防災訓練(参加者129名)、冬季防災訓練(参加者147名)の実施。 ・町内会等への防災出前講座の実施 22件 ・新たに個別避難計画を7件、作成した(R5.3月末時点計画作成総数304件)。 ・市職員向け避難所運営訓練を実施した。 ・親子防災講座を60件、実施した。 ・地域防災計画の見直しを行った。 ・防災協定締結先との平時・緊急時の連絡体制を整理した。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、防災出前講座の申請件数が減少したため、出前講座の申し込みを広く周知し市民の防災・減災意識の普及啓発を図る。 ・災害時要援護者制度について、より地域が取り組みやすい仕組みへの見直しを行うとともに、優先度の高い避難行動要支援者の計画作成を行う。	・町内会等への防災の呼びかけを広め、防災出前講座や実働的な訓練への参加など、具体的な防災活動につなげていく。 ・自主防災組織の設立や個別避難計画の作成推進に向け、町内会等への支援を行う。 ・幅広い年代の防災意識を高めるため、小中学生や保護者向けの親子防災講座を実施する。 ・災害対応力の向上のため、市職員向けの訓練を実施する。 ・防災に関する各種計画やマニュアルの実効性を高めるための見直しを適時行う。 ・防災訓練への参加や連絡系統の確認等を通じて、災害時における防災協定締結事業者との連携を強化する。	危機対策課